

目 次

第1 防犯パトロール実施要領

- 1 昼間帯のパトロール
- 2 夜間帯のパトロール
- 3 携行品の使用
- 4 歩行によるパトロール
- 5 自動車によるパトロール

第2 防犯パトロール時の事案対応要領

- 1 犯罪者と遭遇した場合の対応
- 2 犯行現場を目撃した場合の対応
- 3 挙動不審者を発見した場合の対応
- 4 空き巣、侵入盗の被害を発見した時の対応
- 5 車上狙いによる被害を発見した時の対応
- 6 放置された自転車やオートバイの取り扱い
- 7 交通事故を目撃したとき
- 8 少年への対応

第3 警察への通報・連絡

- 1 通報・連絡
- 2 110番電話のかけ方

追記 「防犯パトロール活動時における保険制度の適用について」

第1 防犯パトロールの実施要領

1. 昼間帯のパトロール

防犯パトロールは、それぞれの犯罪の発生に対応させた形で行なうことが効果的です。例えば空き巣は、一般的に午前10時～午前11時頃と午後2時～午後4時頃の昼間の時間帯に多く発生がみられることから、この時間帯にパトロールを行なうことで防止上の効果があります。

パトロール中における空き巣対策の着眼点としては、

- (1) 洗濯物が一晩中干したまま、牛乳や新聞などが取り込まれていないなど一見して留守と思われる家の周辺
- (2) 家の周囲に侵入の足場になる物が置いてある家の周辺
- (3) 塀や生け垣などが死角になり、泥棒が身を潜める場所がある家の周辺などがあげられます。

<被害を防ぐ対策>

- ・ 玄関ドアや窓ガラスには、主錠のほかに補助錠（ワンドア・ツーロック）を取り付けたり、防犯フィルムを貼ってガラス面を強化する。
- ・ 人感センサーや人感ライト、防犯ブザー等の防犯機器を取り付ける。
- ・ 二階への侵入防止のため、建物の周囲に足場に利用される物を置かない。
- ・ 夜間は、防犯灯、門灯、街灯等で家の周囲を明るくする。

2. 夜間帯のパトロール

夜間パトロールは、夜間帯に発生する犯罪の防止と警戒が目的ですが、同時にパトロール実施者の安全を十分に確保する必要があることから、次の点に注意が必要です。

- (1) 夜間パトロール実施の際は、多人数（5人以上が望ましい）で行う。
- (2) 白、または黄色といった目立つ色を基調とした服装により視認性を高める。
(防犯ジャンパーやキャップがあれば、着用する)
- (3) 防犯腕章、合図灯（懐中電灯、赤色指示灯）、夜光チョッキ、警笛等を携行、着装して身分を明らかにする。
- (4) 靴は、できるだけ動きやすい運動靴にする。
- (5) 道路を通行する際は、交通事故防止の観点から右側通行の励行等、交通法則を確実に遵守する。
- (6) 閑静な住宅街では、話し声などがよく響きわたることからパトロール員同士の会話や物音にも気を配り、住民から反感をもたれないようにする。

3. 携行品の使用

防犯ジャンパーや携行品は、パトロール参加者相互の危険防止を図るためのほかに、犯罪の抑止、威嚇、さらには犯人の逃走防止、交通整理など目的に応じて利用できることから、可能な限り携行、着装に努めましょう。

特に合図灯は、点灯することによりパトロールを行っていることを歩行者や車両に知らせる役割を果たし、危険防止の上からも大変有効な機材です。

4. 歩行によるパトロール

(1) パトロールの効果

- ① パトロールを通じて、自分の目で我が街、我が家を点検して、防犯・防災に対する認識を高めると共に、地域で発生する犯罪や事故・災害を未然に防止することで地域の安全が図られる。
- ② パトロールの中で住民相互の挨拶・声掛けを実践することにより防犯効果が高まると共に、良好な地域コミュニケーションの醸成が図られる。

(2) 参加者の安全確保と留意点

① 威嚇、尋問、捕縛などの行動をとらない。

必要があるときは、警察など関係機関へのいち早く連絡を行い、自らトラブルを起こしたり、トラブルに巻き込まれないようにする。

② 事案、現象に対する判断は慎重を期すこと。

不審者などの判断は、予断や独断を持ってあたらず、人権・プライバシーには十分に配慮する。

③ 夜間、早朝の単独パトロールは行なわない。

万一、トラブルが発生し、他に応援を求めたい時に応援が得られがたい深夜、早朝のパトロールは単独で行わずに複数で実施することを心がける。

5. 自動車によるパトロール

(1) 自動車パトロールの効果

- ① 歩行によるパトロールは、ともするとパトロールの回数、実施日、時間帯、区域などが定型的になりがちで機動的かつ自在に実施することが困難であることから、これを補う意味で自動車によるパトロールを併用することにより空白地域をカバーすることが可能となる。
- ② 走行によるパトロール活動を見せることで、住民の自主防犯、交通安全意識の啓発が図られる。但し、プライバシーの保護に配慮した控えめでソフトな活動を心がける。

(2) 安全確保

自動車防犯パトロールの実施にあたっては、基本的に複数の人員で行なうと共に、特に運転担当者については、道路交通法を確実に遵守させて、交通事故や交通上のトラブルに十分配慮すると共に体調不良者には運転を担当させないこと。

(3) パトロールの装備

① 自動車の装備

自動車の両側ドアに「防犯パトロール中」のマグネットステッカーを取り付ける（車両の形態、視認性により前後に取り付けてもよい）。

青色回転灯は、法律による規制があるため、車両に装着したい場合には事前に警察署に相談し、指示を受けること。

② パトロールの装備

右腕（左ハンドルは左腕）に「防犯腕章」を必ず装着する。また、パトロール用キャップ、ジャンパーがある時は、それも併せて装着する。

(4) パトロールの要領

① 危険防止措置として、パトロール実施中は低速走行（概ね10km前後）を励行し、必要に応じてバザードランプを点滅させて走行する。ただし、幹線道路や通行量の多い道路では、渋滞の原因になることから通常走行を心がける。

② 走行するだけで防犯効果があることから、運転がおろそかになるような必要以上の監視活動はしないこと。また、夜間はやむを得ない場合を除き、車外での監視は行なわないこと。

③ パトロール中に

- ・ 不審者を発見した時は、相手の動向を確認すると共に、人相、着衣をメモする。
- ・ 不審車両を発見した時は、車両の動向を確認すると共に、乗車している者の人相、着衣、車のナンバーをチェックする。

等の措置を講じ、警察署に連絡をする。

第2 防犯パトロール時の事案対応要領

パトロール中に犯罪や事故を目撃したり、不審な者、車両を発見する場合も予想されますが、そうした場合でも「無理をしない・怪我をしない」が大原則であり、具体的な対応要領は次の通りです。

1. 犯罪者と遭遇した場合の対応

- (1) 大きな声、警笛等で周囲に知らせる。
- (2) 相手から反撃されないような間合いを取る。
- (3) 警察に110番連絡を取る。
- (4) 近状の家に駆け込む。
- (5) 逃げる。～[わが身を守るためには、決して恥じる行為ではない]
- (6) たとえこちらが複数でも、不用意に相手を取り押さえようとしない。

2. 犯行現場を目撃した場合の対応

- (1) ただちに警察に110番連絡を取る。
- (2) 犯罪者に気づかれないように動静を監視する。
<取るべき措置> ～犯人の人相、着衣、車両のナンバー等の特徴をメモに書きとめる。メモがない場合には、地面に書く。

3. 挙動不審者を発見した場合の対応

周囲の状況から判断して、「不審と思われる者」を発見した時は、相手方の動向を確認すると共に、受傷事故の防止に努める。

＜原則＞ ～110番通報する。

4. 空き巣、侵入盗の被害を発見した時の対応

家人が留守で連絡が取れない場合は、警察に110番連絡すると共に、現場を片付けたり、拭き取ったりせず、そのままに保存して警察官の到着を待つ。

5. 車上狙いによる被害を発見した時の対応

車上狙いによる被害車両を発見した時は、車両を触ったり、現場を片付けたり、拭き取ったりせず、110番連絡をして警察官の到着まで現場を保存する。

6. 放置された自転車やオートバイの取り扱い

ゴミか価値ある物かによって取り扱いが異なり、ゴミの場合は、その場所を管理する者がゴミ処分の責を負う。

価値がある物については、警察に連絡して盗難品かどうかの確認をとった後にその処理を任せる。

＜この際にトラブル防止のため、自転車・オートバイの所有者に直接連絡をしないこと＞

7. 交通事故を目撃したとき

怪我のない交通事故であれば、警察（110番）に連絡する。

怪我人がいる場合には、怪我人の救護を最優先にして、その後に警察や消防署（119番）に連絡する。なお、交通事故の処理中に事故当事者や救護にあたった人が二次的な事故に巻き込まれるケースもあるので、安全確保には十分注意すること。

8. 少年への対応要領

少年の特性として、一人ひとり比較的小となしい普通の少年であっても、複数化・集団化すると抑えがきかない状態になることが見受けられます。また、犯罪に関与している少年は、凶器などを所持している場合もあるので十分な注意が必要です。

(1) 駅前など比較的人通りの多い場所での対応

駅周辺の人通りの多い場所での声かけは、一見簡単な様に思われがちであるが、人が多い場所だからこそ注意を払う必要がある。少人数の少年を大勢のパトロール隊員が取り囲んで周囲の者に注目させたり、威圧的な態度を取らないことは勿論のこと、非行事案に対しても頭ごなしの注意や小言にならないように、相手の目線で話しかけることがポイント。

(2) 公園など人通りの少ない場所での対応

公園などのような比較的人通りの少ない場所では、できるだけ道路に面した場所で声かけを行なう。

(3) 道路上での対応

道路上での声かけは、通行中の車両に十分に注意し、歩道上での声かけを基本とすること。

第3 警察への通報・連絡

1. 通報・連絡

パトロール中に発生した事件や事故のほか、次のようなことが発生した時には110番で警察に連絡する。

- (1) 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者を発見したとき。
- (2) 犯罪や事故を目撃したとき。
- (3) 押し売りや酔っ払いのために地域住民が迷惑を受けたり、不安に感じているとき。
- (4) 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者などの保護を必要とする者を発見したとき。
- (5) 少年の不良行為や非行を発見したとき。
- (6) 盗難品と思われる物を発見したとき。
- (7) 指名手配されている者を見たり、その者の話しを聞いたりしたとき。
- (8) 犯罪や事故に関係があると思われることを見たり、聞いたりしたとき。
- (9) 危険箇所や少年の溜まり場になっている空き家などを発見したとき。

2. 110番電話のかけ方

110番電話をするときは、落ち着いてはっきりと話すことが大切です。警察は、通報を受けている間でも、現場に向かっているパトカーや警察官に次々と事件・事故の手配をしているので要領よく話すことが迅速な対応につながります。

110番をかけると、千葉市にある警察本部の通信指令センターにつながり、センターの係員から県下の警察署、パトカー、警察官に無線で指令として流されるシステムになっています。

110番通話のポイントは、

どんな事件（事故）か

「空き巣です」「ひき逃げです」など、まずどんな犯罪事件か事故かを知らせる。

⇒ 指令を受けた警察は、すぐに出動態勢をとります。

いつ、どこで

「何分ほど前」「何時何分ごろ」と時間をしらせ、「場所は、〇〇町〇〇丁目の〇〇店の前」などと、目標となるような具体的な建物や地点を言います。

⇒ これでパトカーや警察官の行き先がわかり、急行できます。

事件や事故の様子

「犯人は、まだ近くにいるようです」「白色の乗用車が子どもをはねて16号線を千葉市の方に逃げました」等と状況を連絡します。

⇒ これによって警察は、必要な緊急配備や救急車の手配をします。

連絡・通報者の確認

自分の住所、氏名、連絡先の電話番号をしらせませす。

以上

追記

「防犯パトロール活動時における保険制度の適用について」

パトロールなどの自主防犯活動中に、万が一事故に遭ったりトラブルによる損害の発生が生じた場合に、これを補償する「市原市市民活動保険」（パトロール活動時の事故・損害に対して適応できる保険）があります。

「市原市市民活動保険」の概要

この保険は市民団体や市民が市民活動（パトロール活動等）中に、

- ① 他人に怪我を負わせた、他人の物を壊した（賠償責任保険）
 - ② パトロール員自身が怪我をした（損害保険）
- などの場合に、市が加入している市民活動保険で補償するものです。

1. 対象者

- (1) 賠償責任保険：市民活動を行なう市民団体（主たる活動拠点を市内に置く団体で構成員の全部又は一部が市民であること）・団体の構成員・市民（市内に在住、在勤、在学する者）
- (2) 傷害保険：団体の構成員・市民（市内に在住、在勤、在学する者）

2. 対象となる活動

市民団体又は市民が自ら企画し、取り組む公益性のある活動。

（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く）

- (1) 地域社会活動
地域社会に根ざしたパトロールなどの各種防犯活動
- (2) 青少年育成活動
非行防止パトロールなどの少年の健全育成活動

3. 保険の種類

- (1) 賠償責任保険：各種防犯活動中に過失により、参加者又は第三者の生命、身体、財産に損害を加えたことにより、損害賠償の責任を負う場合に補償します。
 - ① 保険金額（免責額1万円：1万円まで自己負担）
 - 身体賠償：1人 6,000万円まで
 - 財物賠償：1事故 100万円まで
 - 保管物賠償：1事故 100万円まで

② 補償されない場合

- 故意によるもの
- 市民団体の構成員又は市民が所有、使用、保管する自動車又は動物によるもの
- 戦争、革命、内乱、騒じょう、労働争議によるもの
- 地震、噴火、津波、洪水、その他の自然現象によるもの
- 市民団体の構成員又は市民の同居の親族に対するもの
- 施設の建設、改築、修理、又は取り壊し等の工事によるもの
- その他、保険約款等に定めるもの

(2) 傷害保険：防犯活動中に（自宅から移動中を含む）に発生した事故で、市民団体の構成員又は市民が負傷・死亡した場合に補償します。

① 保険金額（免責額1万円：1万円まで自己負担）

- 死亡 : 200万円（事故発生から180日以内の死亡）
- 後遺障害 : 6万～200万円（事故発生から180日以内の障害）
- 入院 : 日額3,000円（事故発生から180日までの入院）
- 通院 : 日額2,000円（事故発生から180日までの通院ただし、計90日まで）

② 補償されない場合

- 故意によるもの
- 自殺、犯罪、闘争によるもの
- 飲酒運転、無資格運転によるもの
- 脳疾患、疫病、心身喪失によるもの
- 戦争、革命、内乱、騒じょう、労働争議によるもの
- 地震、噴火、津波、洪水、その他の自然現象によるもの
- 細菌性食中毒によるもの
- 自覚症状しかないムチウチなどの頸部症候群、腰痛によるもの
- その他、保険約款等に定めるもの

4. その他

この保険制度は、市民団体の構成員又は市民一人ひとりが加入の手続きをする必要はありません。対象（防犯活動）となる活動中に怪我したり、他人に損害を与えた場合に補償の対象となります。

詳しいことは、市原市役所の生活安全課防犯対策室までお問い合わせ下さい。